



HOME PAGE



TWITTER

未来を奪う普通解雇はあってはならない！西武バスユニオンの仲間と共にたたかおう！

西武バスユニオン組合員 地位確認等請求事件

第13回口頭弁論が行われる！



裁判の概要

西武バスユニオンの組合員である N さんが、西武バス会社により不当な解雇をされました。現在、地位確認等を求めたばかりが続いています。

2019年2月に入社した N さんは、新入運転教育期間を経て営業所に配属されました。会社主催の新人意見交換会において質問をした際「お前は、会社の言われたことをやればいい」と言われ、その後、会社から目を付けられるようになりました。N さんは、乗務態度やお客さまへの接遇態度、超過勤務のあり方など、会社から4点にわたり「バス運転士として不適格」とされ「成績不良、技術が不足している」という理由で、2021年2月19日普通解雇を言い渡されました。

裁判では、会社側に対して「解雇の理由についての具体的な証拠書類や資料の提出」を求めていましたが証拠書類や資料を提出せず、裁判所が「文書提出命令」を会社側へ通告する異例な状況でしたが、3月末に600ページにも及ぶ書類を会社側が提出しました。



詳細はこちらへ

今回の裁判から合議制に移行！裁判の前進を確認！

弁護士の見解

- ◎合議制になったのは、裁判所が本気で解雇の違法性を考えはじめたということ！
- ◎裁判官が「文書提出命令」を出したことも、この間の取り組みの成果であること！

次回は7月17日(水)13時30分からです！